

# 宮崎県国民健康保険運営方針〈概要〉

## 第1章 基本的な事項

- 策定の目的** ・県と市町村が一体となり、保険者としての事務を共通認識の下で実施するため統一的な運営方針を定める。  
・市町村が担う事業の広域化、効率化を推進
- 対象期間** 3年間(平成30～32年度)

## 第2章 医療費及び財政の見通し

### 医療費の見通し

- 一人当たり医療費は全国平均より高く(H27年度:全国21位)、伸び率も全国平均を上回っている。
- 被保険者数は減少傾向にあるが、高齢化等により一人当たり医療費の増加が続く見込みのため、当面、医療費総額が伸び続ける見通し。(H23年度:1,140億円 H32年度:1,266億円(推計))

### 財政の見通し

- 平成28年度単年度収支は、7市町村が赤字。これらの市町村は、財政調整基金からの繰入等により収支バランスを保っているため、基金保有額が減少している。(県全体 H24年度:約74.6億円 H28年度:約65.7億円)

### 赤字解消・削減の取組、目標年次等

- 決算に赤字が発生した市町村は、赤字の要因を分析し、必要に応じて「赤字解消基本計画書」を作成する。

### 財政安定化基金

- 給付費増や保険税収納不足により財源不足となった場合に県及び市町村に貸付・交付する。

### 課題

さらに厳しい  
財政状況

- ① 財政の県単位化による財政の安定化(第3章)
- ② 保険税収納率向上(第4章)
- ③ 保険給付の適正化(第5章)
- ④ 医療費の適正化(第6章)

## 第3章 納付金及び標準保険税率の算定方法

### ① 納付金

区分	算定の考え方
医療費水準による調整	$\alpha$ (医療費指数反映係数) $=1$ 〈医療費水準を反映させる〉
所得水準による調整	応能割: 応益割 $=\beta$ (所得係数): $1$ 〈所得水準を反映させる〉
算定方式	3方式(所得割、被保険者均等割、世帯別平等割)
応益割における賦課割合	被保険者均等割: 世帯別平等割 $=70:30$
賦課限度額	地方税法施行令に定める額と同額(H29年度:89万円)

### ② 標準保険税率

区分	算定基準の考え方
算定方式	・県の算定方式に基づく市町村標準保険税率は、医療分、後期高齢者支援金、介護納付金ともに3方式 ・別途、市町村の算定方式に基づく標準保険税率も算定
応益割における賦課割合	被保険者均等割: 世帯別平等割 $=70:30$
標準的な収納率	各市町村の過去3年度の「合計収納額/合計調定額」
保険税水準の統一	平成30年度以降の国保財政県単位化後の状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行う

### ③ 激変緩和措置

新制度の施行により、保険税の上昇が生じる場合は、激変緩和措置を実施する。

## 第4章 保険税の徴収の適正な実施

### 収納率目標の設定

- 全自治体の上位3割に当たる被保険者数規模別の収納率を目標として設定

### 市町村の取組

- 収納率低下の要因分析
- 口座振替の原則化
- 収納向上対策アドバイザーの活用
- 近隣市町村との併任人事による共同の滞納処分の実施を検討
- 公売会の開催、合同公売会への参加
- インターネット公売の活用

### 県の取組

- 標準的な滞納整理マニュアル等の作成
- 定期的な研修会の実施
- 合同公売会の情報を市町村へ提供

## 第5章 保険給付の適正な実施

### 市町村の取組

- レセプト点検充実強化
- 第三者行為求償事務の取組強化
- 過誤調整の取組強化
- 柔道整復施術療養費適正化の取組
- 海外療養費の不正請求対策調査の活用
- 高額療養費の多数回該当の県内異動の取扱い

### 県の取組

- 国保連合会と合同によるレセプト点検確認研修会開催
  - 医療給付専門指導員による実地指導
  - 県による給付点検の実施の検討
  - 第三者求償事務における関係機関との連携推進
  - 不正請求に係る返還請求事務の受託(条件は個別に協議)
  - 海外療養費の広域的な視点での点検
  - 標準的な事務取扱、事例集等の作成
- 「はり・きゅう、あんまマッサージ療養費」、「海外療養費」、「資格遡及時の保険給付費等の支給」、「移送費の支給」ほか

## 第6章 医療費適正化の取組

	目標値	全国(H27年度)	宮崎県(H28年度)
特定健康診査実施率	60%	36.3%	34.4%
特定保健指導実施率	60%	25.1%	45.3%

	目標値	全国(H28年度)	宮崎県(H28年度)
後発医薬品使用割合	80%	66.8%	73.7%

### 後発医薬品の使用促進

- 差額通知の充実(通知対象者の拡大)
- ジェネリック希望カード(シール)の配布

### 適正受診・適正服薬の推進

- 重複・多受診や重複服薬者への保健指導の強化
- お薬手帳の普及・啓発

### その他の取組

- データヘルス計画の推進
- 医療費通知の充実
- 糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施
- 歯周疾患(病)検診の推進
- 個人へのインセンティブ提供の推進
- 地域包括ケアの推進
- ロコモティブシンドローム対策の推進
- たばこ対策
- 啓発事業

## 第7章 事業運営の広域化・効率化

- 国保連合会において実施している共同事業は、引き続き実施する。
- 市町村の事務処理のばらつきを解消し、共同処理や広域化による効率的な事業運営を図りやすくするため、県において標準的な事務取扱要領等を作成する。

## 第8章 保健医療・福祉サービス等との連携 第9章 関係市町村相互間の連絡調整等

- 本運営方針は、関係する県の計画と連携し、保健医療・福祉サービスとの一体的支援に努める。
- 県と市町村の意見交換及び意見の調整は、宮崎縣市町村国保広域化等連携会議において行う。